

行政不服審査法の施行に伴う取扱いについて

昭和37年10月1日

37税第547号

総務部長

別途通知したとおり行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が10月1日から施行されることとなつたので、その取り扱いについては下記によらるたい。

なお、この通達において示す諸様式は、本庁においては印刷しないから貴職において適宜作成されたい。

記

1 通則

(1) 不服申立ての方式

異議申立ての場合には、異議申立書1通を提出すれば足りるが、審査請求の場合には、審査請求書を正副2通提出しなければならないこととされている(行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「法」という。)9)ので、所長経由によつて審査請求がされた場合において審査請求書が1通しか提出されないときは、その副本を提出させること。ただし、審査請求書が郵便により提出されたときは、所長においてその副本を作成することとして取り扱うこと。

なお、審査請求書が直接知事に提出された場合において、それが1通であるときは、本庁において、上記に準じて取り扱われるものであること。

(2) 総代の互選

共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があるときは、総代の互選を命ずることができるのである(法11)が、県税に関しては、総代の互選を命じないものとする。

(3) 代表者の資格の証明等

法人でない社団又は財団の代表者若しくは管理人、総代又は代理人によつて不服申立てをする場合には、これらの者は、その資格を書面で証明しなければならないものである(法13 前段)が、この場合の書面は、これらの者が作成したものでさしつかえないこと。また、これらの者がその資格を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を届け出なければならないものである(法13)が、この場合の届出書についても同様であること。

2 不服申立ての書面

(1) 処分についての審査請求書及び異議申立書

処分についての審査請求書又は異議申立書に次の事項が記載され、不服申立人(法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人のときは代理人)の押印があれば、書式、規格のいかにかわらず、適法な不服申立てとして取り扱うものである(法15・48)が、取り扱いの統一をはかるため、できる限り審査請求の場合には審査請求書(第1号様式)を、異議申立ての場合には異議申立書(第2号様式)を使用させること。

なお、処分についての審査請求は所長を経由してすることもできるので、審査請求書の用紙は、いつでも手交できるように事務所に常置しておくこと。

ア 不服申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 不服申立てに係る処分

ウ 不服申立てに係る処分があつたことを知つた年月日

エ 不服申立ての趣旨及び理由

オ 教示の有無及びその内容

カ 不服申立人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて不服申立てをする場合には、その代表者若しくは管理人又は代理人の氏名及び住所

(2) 不作為についての審査請求書及び異議申立書

不作為についての審査請求書又は異議申立書についても次の事項が記載され、不服申立人(法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人のときは代理人)の押印があれば、書式、規格のいかにかわらず、適法な不服申立てとして取り扱うものである(法49・52)が、取り扱いの統一をはかるため、できる限り審査請求の場合には審査請求書(第3号様式)を、異議申立ての場合には異議申立書(第4号様式)を使用させること。

なお、所長の不作為についての不服申立ては、所長に対する異議申立て又は知事に対する審査請求のいずれかを不服申立人が選択して行なうことができるものである(法7)が、できる限り所長に対する異議申立てとするように指導すること。

ア 不服申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日

ウ 不服申立ての年月日

エ 不服申立人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又

は代理人によつて不服申立てをする場合には、その代表者若しくは管理人又は代理人の氏名及び住所

3 審査請求書の正本又は副本の送付及び関係書類の提出

処分についての審査請求は、所長を経由してすることもできる(法17)のであつて、所長を経由するかしないかは審査請求人の任意とされている。過去の慣習からすればそのほとんどは所長を経由するものと考えられるが、なお、できる限り所長を経由するように指導すること。

審査請求書が所長に提出されたときは、所長は、その副本を保管し、正本は、すみやかに知事に送付すること(法17)。

審査請求書が所長を経由することなく、直接知事に提出されたときは、知事は、その副本を所長に送付するものであること(法22)。

審査請求があつたときは、所長は、その処分に係る関係書類を必ず知事に提出する(法28)こととするから、所長は、審査請求書正本送付の際あわせて、又は知事から副本の送付を受けた後遅滞なく、これを知事に提出すること。所長が、審査請求書正本及び関係書類を知事に送付するときは送付書(第5号様式)により、知事が同副本を所長に送付するときは、送付書(第6号様式)によつて行なうこと。

4 補正

不作為に係る異議申立書が提出されたときは、その異議申立てが適法なものであるかどうかを確認すること。確認した結果その異議申立てが不適法なものであるときは、本来その異議申立ては却下されるべきものであるが、その不適法であることが軽微なものであつて補正することができるものであるときは、その異議申立てを却下することなく、口頭をもつて直ちに補正を命じ、又は相当の期間を定めて、補正命令書(第7号様式)によつてその補正を命ずること(法21)。

なお、知事に対してされた不服申立てについても同様に処理されるものであること。

5 弁明書の提出

知事は、審査請求を受理したときは、相当の期間を定めて、所長から弁明書(第7号の2様式)の提出を求めることができ、弁明書を徴したときは、その副本を審査請求人に送付し(法22、52)、その副本の送付を受けた審査請求人は、これに対する反論書を提出することができることとなる(法23・52)が、特に必要がある場合のほかは、所長に対し、弁明書の提出を求めることはしない予定であること。

6 差押えの解除請求等

(1) 差押財産の換価、配当の制限

不服申立てがあつても、徴収金の賦課又は徴収の続行は妨げられないものであるから財産の差押えをすることはもとより差し支えないが、差し押さえた財産の換価及び配当は、その差押財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき(鮮魚、生野菜等)を除き、その不服申立てに対する裁決又は決定があるまでは、これを行うことができないものであること(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)19の7)。

(2) 差押えの解除等

審査請求が知事にされている間に、審査請求人が、所長に対して担保を提供して、差押えをしないこと又は既にされている差押えを解除することを求めた場合においては、所長は、その担保が税法第16条第1項各号に掲げるものであるかどうか、徴収金に比して担保の額が相当であるかどうか等の確認をした上、それが相当であると認めるときは、新たな差押えをせず、又は既にされている差押えを解除するものとする(税法19の7)。この場合における審査請求人が担保を提供するときの担保提供書は、神奈川県県税条例施行規則第35号様式(担保提供書)に準じて取り扱うこと。また、既にされている差押えの解除を求めるときの差押解除申請書は、神奈川県県税条例施行規則第30号様式(差押解除申請書)に準じて取り扱うこと。

7 不服申立ての取り下げ

不服申立人は、不服申立てに対する裁決又は決定があるまでは、いつでもその不服申立てを書面によつて取り下げることができるものであること(法39)。この場合の書面には、特に記載しなければならない決定要件はないから、不服申立てを取り下げる旨が記載され、不服申立人の記名押印があれば、適法な取り下げとして取り扱うものであるが、事務処理上の統一をはかるため、できる限り審査請求、異議申立取下書(第8号様式)を使用させることとする。

なお、審査請求書取下書が所長に提出されたときは、所長は、すみやかに知事に送付すること。また、審査請求取下書が直接知事に提出されたときは、その旨を通知するから、所長は、直ちに処分を続行すること。

8 不作為についての不服申立てに対する処理

(1) 決定

所長は、異議申立てを却下する場合のほかは、異議申立てがあつた日の翌日から起算して20日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は不作為理由開示書(第8号の2様式)で不作為の理由を示さなければならないものである(法50)が、すべてその期間内

に申請に対するなんらかの行為をすること。

なお、知事の不作为について異議申立てがなされた場合にも同様に処理されるものであること。また、不作为についての不服申立てに対する決定は、常に却下のみであることに留意すること。

(2) 命令

不作为についての審査請求が理由があるときは、知事は、所長に対し、すみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを書面によつて命ずる(法51)から、所長は、その命令を受けたときは、すみやかに、申請に対するなんらかの行為をすること。

9 決定又は裁決の方法

異議申立てに対する決定は、書面で行ない、かつ、その書面には理由を附し、所長がこれに記名押印(公印)をしなければならないこととなつている(法48・52)が、この場合の決定は、決定書(第9号様式)によつて行なうこと。

なお、知事のした処分又は不作为についての異議申立てに対する決定についても同様に取り扱われるものであること。

また、審査請求に対する裁決についても同様に取り扱うものである(法41)が、この場合の裁決は、裁決書(第10号様式)によつて行なうものであること。

10 決定又は裁決の送達

決定は、これを異議申立人に送達することによつて効力を生じ、その決定の送達は、送達を受けるべき者に決定書の謄本を送付書(第10号の2様式)を添えて送付することによつて行なうものであること(法48・52)。決定書の謄本には、「この決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。」と附記し、その証明年月日を記載するとともに、所長(知事のした決定については、知事)が記名押印(公印)をするものであること。

審査請求に対する裁決の送達についても異議申立ての場合と同様である(法42)が、知事が裁決をしたときは、裁決書の謄本を送付書(第10号の3様式)を添えて同時に所長にも送付するから、所長は、裁決に従つて裁決の内容に応じ、以後の事務を処理すること。ただし、裁決は、それにより審査請求の却下、棄却又は処分が取り消されることが確定するものであるから、所長は、取消しの場合においてもあらためて減額通知等をする必要はないものであること。

11 教示

(1) 不服申立てができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、その処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁(知事)及び審査請求をすることができる期間をその書面に教示しなければならないものとされている(法57)ので、神奈川県県税条例施行規則及び関係通達に定められていない様式(たとえば、徴収猶予の申請を認めない旨の通知書、差押解除の申請を認めない旨の通知書)については、当該規則等の様式に準じて適宜教示の文言を入れて通知すること。

(2) 利害関係人から教示を求められた場合には、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができる場合には、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立期間を教示しなければならない(法57)のであるが、この場合の教示は、利害関係人に対する教示書(第10号の4様式)によつて行なうこと。

なお、この場合においては(1)と異なり、法第14条第2項及び第3項に規定する不服申立期間が適用される場合があるので、これらの期間も含めて教示することとして取り扱うこと。

12 本庁における処理

以下は、本庁のみの取扱事項であつて、事務所に直接関係はないが、一応了知されたいこと。

(1) 証拠書類等の提出

不服申立人等が、証拠書類又は証拠物を提出するときは、証拠書類等提出書(第11号様式)を提出させ、その提出を受けたときは、これを確認したうえ、証拠書類等受領書(第12号様式)をその提出人に交付するものであること(法26関係)。

(2) 検証通知

不服申立人又は参加人の申立てにより検証をするときは、検証通知書(第13号様式)によつてその申立人に通知するものであること(法29 関係)。

(3) 書類その他の物件の閲覧

所長から提出された審査請求に係る関係書類の、不服申立人又は参加人による閲覧申請は、閲覧申請書(第14号様式)によつて行なうものであること(法33 関係)。

(4) 証拠書類等の返還

不服申立人等から提出された証拠書類等は、証拠書類等返還書(第15号様式)によつて返還し、受領書(第16号様式)を徴するものであること(法44関係)。

(5) 関係知事への通知

税法第19条第3号から第7号までに掲げる処分について審査請求があつたときはその写しを、また、その審査請求に対する裁決をしたときは裁決書の写しを添えて、それぞれ、関係道府県知事に通知するものであること(税法19の6関係)。

附 則(昭和46年税第143号)

この通達は、昭和46年8月2日から施行する。

附 則(昭和49年税第7号)

1 この通達は、昭和49年4月1日から適用する。

2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成3年税第4号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成10年税第316号)

1 この通達は、通知の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成11年税第28号)

1 この通達は、通知の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成22年税第12号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年税第123号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成25年税第133号)

この通達は、平成25年4月1日から施行する。